

令和2年度 初級障がい者スポーツ指導員養成講習会

開 催 要 項

1. 目的

障がい者に対して、障がいの内容に基づいた健康や安全管理に配慮した指導を行うとともに、スポーツが持つ喜びや楽しさを理解してもらうことにより、障がい者スポーツへの積極的な取組を促進し、本市の障がい者スポーツの普及・振興に寄与する指導者の養成を目的とする。

2. 主催

一般社団法人札幌市障がい者スポーツ協会

3. 後援（予定）

札幌市

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会

北海道障害者スポーツ指導者協議会

札幌市障がい者スポーツ指導者協議会

4. 期間

令和2年11月28日（土）・29日（日）・12月5日（土）

5. 場所

札幌市身体障害者福祉センター（西区二十四軒2条6丁目1-1）

6. 対象者

札幌市に居住又は勤務先を有する18歳以上の者（令和2年4月1日現在）で、今後、障がい者スポーツの普及、振興に貢献する意欲のある者。
また、3日間の全講習課程を履修可能な者（一部のみ履修はできません）

7. 定員

15人（定員を超えた場合は抽選）

8. 受講料

3,500円（テキスト代、教材代等を含みます）

※受講料については、初日の受付時に徴収いたします。

また申込締切後の取消については、受講料を徴収させていただきます。

9. 申込受付期間

令和2年10月1日（木）～30日（金）〔必着〕

10. 申込方法

所定の申込書により、必要事項を記入の上、申込先に郵送、FAX又は持参すること。(FAXでの申込みの場合は、着信を電話で確認すること)

[■申込書ダウンロード【PDF】>>](#)

11. 申込先及び問合せ先

一般社団法人札幌市障がい者スポーツ協会 〒063-0802 札幌市西区二十四軒2条6丁目1-1 札幌市身体障害者福祉センター内 TEL 612-1184 FAX 641-8966
--

12. 受講決定

受講の可否は、11月10日(火)までに、直接、本人に通知する予定です。

13. 講習日程

全課程(講義と実技) 21時間

[■講習会カリキュラム【PDF】>>](#)

- 1日目 令和2年11月28日(土)
受付 9時00分～9時10分
開講式 9時10分～9時30分
講義 9時30分～18時30分
- 2日目 令和2年11月29日(日)
講義 9時00分～16時00分
- 3日目 令和2年12月5日(土)
講義 9時00分～17時10分
申請手続き及び閉講式
17時20分～18時00分

14. 講習科目

- (1) スポーツのイングリティと指導者に求められる資質(1.5h)
- (2) 障がい者スポーツの意義と理念(1.5h)
- (3) 全国障害者スポーツ大会の概要(1.5h)
- (4) 障がいのある人との交流(1.5h)
- (5) 障がい者スポーツ推進の取り組み(1.5h)
- (6) 障がい者スポーツに関する諸施策(1.5h)
- (7) 安全管理(1.5h)
- (8) 各障がいの理解(6h)
[身体障がい(3h)、知的障がい(1.5h)、精神障がい(1.5h)]
- (9) 各障がいのスポーツ指導上の留意点と工夫(3h)
- (10) コミュニケーションスキルの基礎(1.5h)

15. 修了証書の授与及び資格申請

全課程修了者には、一般社団法人札幌市障がい者スポーツ協会会長名の修了証書を授与します。（ただし、欠席、遅刻、早退の著しい者には、授与しない）

また、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の「公認初級障がい者スポーツ指導員」として資格申請することができます。

なお、公認資格の取得には、申請・認定料5,500円および登録料3,800円が必要（次年度からは、年度登録料3,800円）となります。希望者は、当協会が一括して申請手続きを行いますので、講習会最終日に申請書（初日に配付）及び9,300円を持参してください。

※公認資格の登録は、令和3年4月1日付になります。

（登録期間は、令和3年4月1日～令和4年3月31日）

16. 講習会の受講における新型コロナウイルス感染症対策について

講習会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止について [別紙](#) の対応・対策を行っております。何卒ご理解・ご協力のほどよろしく願います。

なお、新型コロナウイルスの感染の状況により講習会が中止になる場合もありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

[■別紙【PDF】>](#)

17. その他

(1) 受講者は、筆記用具の他に、実技実施日には、スポーツに適した服装とシューズを着用すること。

(2) 講師等は都合により変更となる場合がありますので、ご了承ください。

(3) 昼食は、各自で用意すること。

(4) 駐車場は、身体障がい者の利用を優先するため、公共交通機関を利用すること。